赤磐市新型インフルエンザ等対策行動計画

赤　磐　市

平成 26 年 11 月

目次

Ⅰ　はじめに 1
Ⅱ　新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針 3
Ⅱ－１　新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略 3
Ⅱ－２　新型インフルエンザ等対策の基本的考え方 4
Ⅱ－３　新型インフルエンザ等対策実施上の留意点 5
Ⅱ－４　新型インフルエンザ等発生時の被害想定等 6
Ⅱ－５　対策推進のための役割分担 7
Ⅱ－６　行動計画の主要５項目 9
１　実施体制 9
２　情報収集・情報提供 13
３　予防・まん延防止 14
４　医療 17
５　市民生活及び市民経済の安定の確保 17
Ⅱ－７　発生段階 18
Ⅲ　各段階における対策 19
未発生期 19
１　実施体制 19
２　情報収集・情報提供 20
３　予防・まん延防止 20
４　医療 21
５　市民生活及び市民経済の安定の確保 21
海外発生期 22
１　実施体制 22
２　情報収集・情報提供 23
３　予防・まん延防止 23
４　医療 24
５　市民生活及び市民経済の安定の確保 24
国内発生早期 24
１　実施体制 25
２　情報収集・情報提供 25
３　予防・まん延防止 26
４　医療 27
５　市民生活及び市民経済の安定の確保 27
国内感染期 28
１　実施体制 29

２　情報収集・情報提供...29
３　予防・まん延防止...30
４　医療 30
５　市民生活及び市民経済の安定の確保 31
小康期 32
１　実施体制 32
２　情報収集・情報提供...33
３　予防・まん延防止...33
４　医療 34
５　市民生活及び市民経済の安定の確保 34
参考資料 35
用語解説 40

Ⅰ　はじめに

１　新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返してきたインフルエンザウイルスとはウイルスの抗原性が大きく異なる新型のウイルスが出現することにより、およそ 10 年から 40 年の周期で発生している。この新型インフルエンザウィルスが発生した場合、免疫を獲得している人はごくまれであるため、世界的な大流行（パンデミック）となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。

また、未知の感染症である新感染症として、その感染力の強さにより新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きい感染症が発生する可能性がある。

これらが発生した場合には、国家の危機管理として対応する必要がある。

「新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号。以下「特措法」という。)」は、病原性が高い新型インフルエンザや、同様の危険性がある新感染症が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び経済に及ぼす影響が最小となるよう、国、県、市、指定（地方）公共機関（県との協定締結により、指定地方公共機関と同様の関係を担保する団体を含む。以下同じ。)、事業者等の責務、新型インフルエンザ等の発生時における措置及び新型インフルエンザ等緊急事態措置等の特別の措置を定めたものであり、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号。以下「感染症法」という。)」等と相まって、国全体として万全の態勢を整備し、新型インフルエンザ等対策の強化を図るものである。

２　取組の経緯

国は、新型インフルエンザに係る対策について、平成 17 年に「世界保健機関（WHO）世界インフルエンザ事前対策計画」に準じて「新型インフルエンザ対策行動計画」を策定し、その後数次の部分的な改定を行った。平成 21 年２月には、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び検疫法の一部を改正する法律（平成 20 年法律第 30 号。)」により新型インフルエンザ対策の強化が図られたことを受け、改定している。

同年４月に、新型インフルエンザ（A/H1N1）がメキシコで確認され、世界的大流行となり、我が国でも発生後１年余で約２千万人がり患したと推計された。入院患者数は約 1.8 万人、死亡者数は 203 人、死亡率は 0.16（人口 10 万対）と、諸外国と比較して低い水準にとどまったが、この対策実施を通じて、実際の現場での運用や病原性が低い場合の対応等について、多くの知見や教訓等が得られた。病原性が季節性並みであったこの新型インフルエンザ(A/H1N1)においても一時的・地域的に医療資源・物資のひっ迫などが見られたため、病原性の高い新型インフルエンザが発生し、まん延した場合に備えるべく、平成 23 年９月に新型インフルエンザ対策行動計画を改定するとともに、この新型インフルエンザの教訓を踏まえつつ、対策の実効性をより高めるための法制の検討を重ね、平成 24 年４月に、病原性が高い新型インフルエンザと同様の危険性がある新感染症

を対象とする危機管理の法律として、特措法が制定されるに至った。

また国は、特措法第６条に基づき、平成 25 年６月に「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」（以下「政府行動計画」という。）を策定した。政府行動計画は、新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針や国が実施する措置等を示すとともに、県、市が行動計画を、指定公共機関が業務計画を作成する際の基準となるべき事項等を定めており、病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、発生した感染症の特性を踏まえ、病原性が低い場合等様々な状況に対応できるよう、対策の選択肢を示している。

この政府行動計画で対象とされる感染症（以下「新型インフルエンザ等」という。）は、以下のとおりである。

・　感染症法第６条第７項に規定する新型インフルエンザ等感染症（以下「新型インフルエンザ」という。）

・　感染症法第６条第９項に規定する新感染症で、その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きいもの

３　県行動計画の策定

県では、平成 17 年 12 月に「岡山県新型インフルエンザ対策行動計画」（以下「県行動計画」という。）を策定し、平成 21 年 11 月に改定した。また平成 24 年３月に新型インフルエンザ（A/H1N1）対策の経験等を踏まえて改定し、新型インフルエンザの流行時において、公衆衛生的な介入により感染の拡大を最小限にとどめるための具体的な対応策を定めていたが、今般の特措法や政府行動計画に基づき、平成 25 年 10 月に改定している。なお県行動計画が対象とする感染症は、政府行動計画が対象とするものと同様である。

鳥インフルエンザ（鳥から人に感染したもの）については、特措法の対象ではないが、発生した場合等は県行動計画の「国内外で鳥インフルエンザが人で発生した場合等の対策（参考）」において、市の関係部署は県と連携し、情報提供・共有、予防・まん延防止に取り組むものとされている。

４　市行動計画の策定

市では、平成 21 年 10 月、政府行動計画及び県行動計画との整合性を保ちながら、市民の健康を守り、安全・安心を確保することを目的として、「赤磐市新型インフルエンザ対策行動計画」を策定し、その後、平成 22 年２月及び平成 24 年 11 月に改定した。また平成 22 年３月には「赤磐市新型インフルエンザ対策行動マニュアル」を策定している。

この度、政府行動計画の策定及び県行動計画の改定を受けて、特措法第８条の規定により、県行動計画に基づき、「赤磐市新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下「市行動計画」という。）を策定する。

市行動計画は、赤磐市新型インフルエンザ対策行動計画を見直し、市の新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事項、市が実施する措置や体制に関する事項、他

の地方公共団体やその他の関係機関との連携に関する事項等を定めるものである。

市行動計画が対象とする感染症（以下「新型インフルエンザ等」という。）は、県行動計画が対象とするものと同様であり、以下のとおりである。

・　感染症法第６条第７項に規定する新型インフルエンザ等感染症（以下「新型インフルエンザ」という。）

・　感染症法第６条第９項に規定する新感染症で、その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きいもの

市行動計画は、新型インフルエンザ等に関する最新の科学的な知見や、新型インフルエンザ等対策の検証、また、政府行動計画及び県行動計画の見直しを受けて、適時適切に改定を行うものとする。

Ⅱ　新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

Ⅱ－１　新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略

新型インフルエンザ等の発生時期を正確に予測することは困難である。また、万一病原性が高くまん延のおそれがある強い新型インフルエンザ等が発生すれば、市民の生命や健康、経済全体にも大きな影響を与えかねない。新型インフルエンザ等は、長期的には市民の多くがり患するものであるため、患者の発生が一定の期間に偏ると、円滑な医療提供ができなくなる場合もある。そのため、市は新型インフルエンザ等対策を地域の危機管理に関わる重要な課題と位置づけ、次の２点を主たる目的として対策を講じる。

１　感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する。

・　感染拡大を抑えて流行のピークを遅らせ、医療体制の整備のための時間を確保する。

・　流行ピーク時の患者数等をなるべく抑え、医療体制への負荷を軽減し、り患した市民が適切に医療を受けられるようにする。

・　適切な医療提供により、重症者数や死亡者数を減らす。

２　市民生活及び市民経済に及ぼす影響を最小限に抑える。

・　地域での感染拡大防止策等により、欠勤者の数を減らす。

・　事業継続計画の策定・実施等により、医療提供の業務及び市民生活、市民経済の安定に寄与する業務の維持に努める。

＜対策の効果 概念図＞

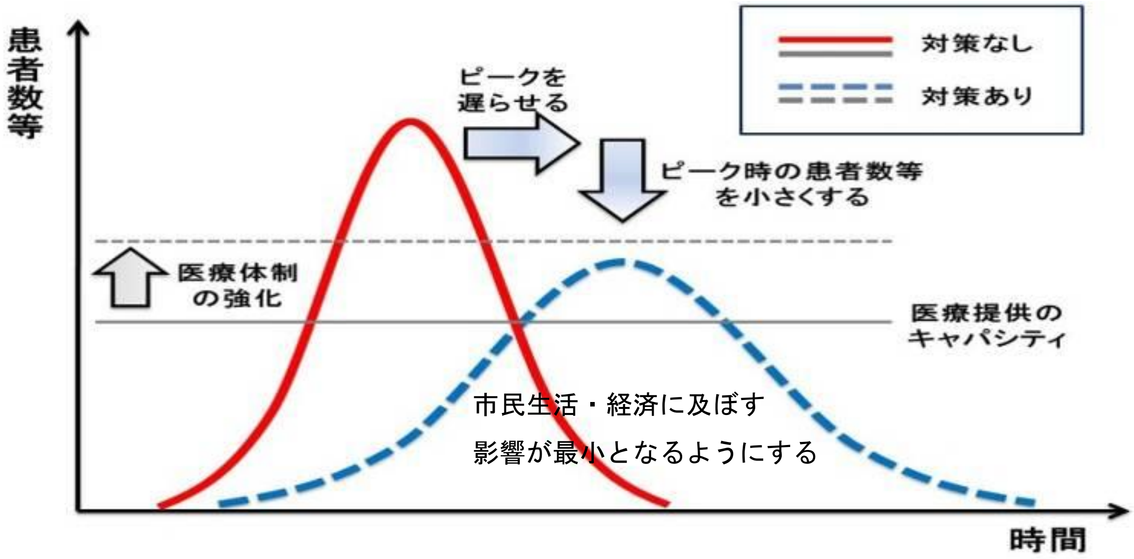

Ⅱ－２　新型インフルエンザ等対策の基本的考え方

新型インフルエンザ等対策については、発生の段階や状況の変化に応じて柔軟に対応していく必要があることを考慮しなければならない。過去のインフルエンザによるパンデミックの経験等を踏まえると、一つの対策に偏重して準備を行うことは、大きなリスクを負うことになりかねない。市行動計画は、病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、発生した感染症の特性を踏まえ、病原性が低い場合等様々な状況で対応できるよう、対策の選択肢を示すものである。（具体的な対策については、「Ⅲ　各段階における対策」において、発生段階ごとに記載する。）なお、一方で想定する以上の高い病原性や薬剤耐性等を持つ新型インフルエンザ等の発生も念頭に置いておかなければならない。

・　発生前の段階では、市民に対する啓発や事業継続計画の策定等、発生に備えた事前の準備を周到に行っておく。
・　海外で新型インフルエンザ等が発生した段階では、直ちに、国や県の状況を確認しながら、対策実施のための体制に切り替える。
・　国内外の発生当初など病原性・感染力等に関する情報が限られている場合には、過去の知見等も踏まえ最も被害が大きい場合を想定し、強力な対策を実施するが、常に新しい情報を収集し、適切な対策へと切り替える。
・　県内の発生当初の段階では、県と連携して、感染拡大のスピードをできる限り抑える対策を講ずる。
・　県内で感染が拡大した段階では、県等と相互に連携して、医療の確保や市民生活・市民経済維持のための最大限の努力が必要であるが、社会は緊張し、さまざまな事態が生

じることが予想される。したがって、想定どおりにならない場合があることに留意し、広く社会の状況を把握し、状況に応じて臨機応変に対処する。

・　事態に応じて、地域の実情等を考慮し、県等と連携して、医療機関を含めた現場が動きやすくなるよう配慮・工夫を行う。

・　市は、特措法の規定に基づく住民に対する予防接種の実施主体として、国が示す優先順位を踏まえ、市民が速やかに接種できるように、県及び関係医療機関等との連携、協力による接種体制を構築する。

・　市は、正確かつ迅速に情報提供を行い、高齢者や障害者等の要援護者に対しても、必要とする情報が確実に行き届くよう、関係機関・関係団体等と連携しながら対策を講ずる。

　また、新型インフルエンザ等のまん延による社会的混乱を回避するためには、県、市、指定（地方）公共機関による対策だけでは限界があり、事業者や市民一人一人が、感染予防や感染拡大防止のための適切な行動や備蓄などの準備を行うことが必要である。新型インフルエンザ等対策は、日頃からの手洗いなど、季節性インフルエンザに対する対策が基本となる。特に、治療薬やワクチンが無い可能性が高いＳＡＲＳのような新感染症が発生した場合、公衆衛生対策がより重要である。

Ⅱ－３　新型インフルエンザ等対策実施上の留意点

　市は、新型インフルエンザ等発生に備え、また、発生した時に、特措法その他の法令、政府行動計画、県行動計画、市行動計画又は業務計画に基づき、新型インフルエンザ等対策の的確かつ迅速な実施に万全を期す必要がある。この場合においては次の点に留意する。

１　基本的人権の尊重

　市は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、基本的人権を尊重しなければならない。県が医療関係者への医療等の実施の要請、不要不急の外出の自粛要請、学校、興行場等の使用制限等の要請等を行う場合は、法令の根拠があることを前提として、市民に対して十分説明し、理解を得ることを基本とする。

２　危機管理としての特措法の性格

　特措法は、万一の場合の危機管理のための制度であって、緊急事態に備えて様々な措置を講じることができるよう制度設計されている。しかし、新型インフルエンザ等が発生したとしても、病原性の程度や抗インフルエンザウイルス薬等の対策の効果によっては、新型インフルエンザ等緊急事態の措置を講ずる必要がない場合も考えられることに留意する。

３　関係機関相互の連携協力の確保

　特措法第１５条、第２２条及び第３４条により設置された政府対策本部、県対策本部、

市対策本部は、相互に緊密な連携を図り、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。

市対策本部長（市長）は、新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に当たり、特に必要があると認める場合には、県対策本部長（県知事）に対して、新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行うよう要請する。

４　記録の作成・保存

市は、新型インフルエンザ等が発生した段階で、市対策本部における新型インフルエンザ等対策の実施に係る記録を作成、保存し、公表する。

Ⅱ－４　新型インフルエンザ等発生時の被害想定等

１　新型インフルエンザ等発生時の被害想定

新型インフルエンザは、発熱、咳（せき）といった初期症状や飛沫感染、接触感染が主な感染経路と推測されるなど、基本的にはインフルエンザ共通の特徴を有していると考えられるが、鳥インフルエンザ（H5N1）等に由来する病原性の高い新型インフルエンザの場合には、高い致命率となり、甚大な健康被害が引き起こされることが懸念される。

新型インフルエンザ等発生の流行規模は、出現したウイルスの病原性や感染力の強さにより左右されるものである。政府行動計画にしたがい、全人口の25%が新型インフルエンザにり患すると想定した場合、市民のうち医療機関の受診者数は、約８，５００人～４，５００人という推計となる。実際に新型インフルエンザが発生した場合、これらの想定を超える事態も、下回る事態もあり得るということを念頭に置いて対策を検討することが重要である。

推計項目	範　囲	重　　度	中 程 度
受診者数（人）	全国	25,000,000	13,000,000
	岡山県	380,000	200,000
	赤磐市	8,500	4,500
入院患者数（人）	全国	2,000,000	530,000
	岡山県	30,000	8,000
	赤磐市	680	180
死亡者数（人）	全国	640,000	170,000
	岡山県	10,000	2,600
	赤磐市	220	60
１日当たり最大入院患者数（人）	全国	399,000	101,000
	岡山県	6,000	1,500
	赤磐市	140	40

なお、これらの推計は、政府行動計画及び県行動計画と同様に、平成１２年７月に米国疾病予防管理センターが示した推計モデルを用いたものであり、新型インフルエンザワクチンや抗インフルエンザウイルス薬等の介入の影響（効果）、現在の日本の医療体制、衛生状況等を考慮したものではない。

これらの推計については、政府・県行動計画の見直しにあわせて見直すこととする。なお、未知の感染症である新感染症については、被害を想定することは困難であるが、新感染症の中で、全国的かつ急速なまん延のおそれのあるものは新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きく、国家の危機管理として対応する必要があり、併せて特措法の対象としたところである。そのため、新型インフルエンザの発生を前提とした被害想定を参考に新感染症も含めた対策を検討・実施することとなる。このため、今までの知見に基づき飛沫感染・接触感染への対策を基本としつつも、空気感染対策も念頭に置く。

２　新型インフルエンザ等発生時の社会への影響

流行段階や業態により異なるが、想定流行規模での社会的・経済的な影響としては、市民の 25%が流行期間（約８週間）にピークを作りながら順次り患し、また従業員が発症して欠勤する割合を、多く見積もって５%程度と考えると、従業員自身のり患のほか、その家族のり患等により、最大で従業員の 40%が欠勤することが想定されるとともに、不要不急の事業の休止、物資の不足、物流の停滞等により、経済活動が大幅に縮小することが予想される。

さらに市民生活においては、学校・保育施設等の臨時休業、集会の中止、外出の自粛等で社会活動が縮小するほか、食料品・生活必需品等が不足する恐れもあり、あらゆる面で様々な影響が出ることが予想される。

Ⅱ－５　対策推進のための役割分担

１　国の役割

国は、新型インフルエンザ等が発生したときは、自ら新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、地方公共団体及び指定（地方）公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する。

２　県の役割

県は、新型インフルエンザ等が発生したときは、国から示された基本的対処方針に基づき、自らの区域に係る新型インフルエンザ等対策を決定し、的確かつ迅速に実施し、区域において関係機関が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。

また、県は、特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体としての役割を担っており、基本的対処方針に基づき、地域医療体制の確保やまん延防止に関し的確に対応を行う。

３　市の役割

市は、新型インフルエンザ等が発生したときは、国から示された基本的対処方針に基づき、新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、関係機関が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。

また、市は、市民に最も近い行政単位であり、地域住民に対するワクチンの接種や、市民の生活支援、新型インフルエンザ等発生時の要援護者への支援に関し、基本的対処方針に基づき、的確に対策を実施する。

対策の実施に当たっては、県や近隣の市町村と緊密な連携を図る。

４　医療機関の役割

医療機関は、新型インフルエンザ等による健康被害を最小限にとどめるため、新型インフルエンザ等の発生前から、地域医療体制を確保するべく、新型インフルエンザ等患者を診療するための院内感染対策及び医療資器材の確保等を推進する。また、新型インフルエンザ等の発生時においても医療の提供ができるよう、新型インフルエンザ等患者の診療体制を含めた診療継続計画の策定、及び地域における医療連携体制の整備を進めることが重要である。

医療機関は、診療継続計画に基づき、地域の医療機関が連携して発生状況に応じて、新型インフルエンザ等患者の診療体制の強化を含め、医療を提供するよう努める。

５　指定（地方）公共機関の役割

指定（地方）公共機関は、新型インフルエンザ等が発生したときは、その業務につき、特措法に基づき新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有する。

６　登録事業者

特措法第 28 条に規定する特定接種の対象となる、医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者については、新型インフルエンザ等の発生時においても最低限の国民生活を維持する観点により、それぞれの社会的使命を果たすことができるよう、新型インフルエンザ等の発生前から、職場における感染対策の実施や重要業務の事業継続などの準備を積極的に行うことが重要である。

新型インフルエンザ等の発生時には、その活動を継続するよう努める。

７　一般の事業者

一般の事業者については、新型インフルエンザ等の発生に備えて、職場における感染対策を行うことが求められる。

市民の生命及び健康に重大な被害を与えるおそれのある新型インフルエンザ等の発生時には、感染防止の観点から、一部の事業を縮小することが望まれる。

特に多人数が集まる事業を行う者については、感染防止のための措置を徹底することが求められる。

８　市民

新型インフルエンザ等の発生前は、新型インフルエンザ等に関する知識や発生時にと

るべき行動など、その対策に関する情報を収集するとともに、マスクの着用・咳エチケット・手洗い・うがい等の個人レベルでの感染対策を実施するよう努め、発生に備えて、個人レベルにおいても食料品・生活必需品等を備蓄するよう努める。

新型インフルエンザ等の発生時には、発生の状況や実施されている対策等についての情報を得て、感染拡大を抑えるために、マスクの着用・咳エチケット・手洗い・うがい等の個人レベルでの感染対策を実施するよう努める。

Ⅱ－６　行動計画の主要５項目

市行動計画では、新型インフルエンザ等対策の２つの主たる目的である「感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護すること」及び「市民生活及び市民経済に及ぼす影響を最小に抑えること」を達成するための具体的な対策として、「１　実施体制」、「２　情報収集・情報提供」、「３　予防・まん延防止」、「４　医療」、「５　市民生活及び市民経済の安定の確保」を主要５項目とする。

１　実施体制

新型インフルエンザ等に対しては、その病原性が高く感染力が強い場合は、多数の市民の生命・健康に甚大な被害を及ぼし、地域全体の社会・経済活動の縮小・停滞を招くおそれがあるため、市全体の危機管理の問題として取り組む必要がある。

このため市は、新型インフルエンザ等が発生する前から、関係部署が連携し、横断的な会議の開催等を通じて事前準備の進捗状況を確認し、庁内一体となり総合的かつ効果的な対策を推進する。また、市は、県等と相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平素からの情報交換、連携体制の確認、訓練の実施に協力する。

国民の生命・健康に重大な被害を及ぼすおそれがある新型インフルエンザ等が国内で発生し、全国的かつ急速なまん延により、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがあるとして、特措法に基づき、国が新型インフルエンザ等緊急事態宣言（以下「緊急事態宣言」という。）を行った以降は、庁内一体となった対策を強力に推進するため、速やかに市長を本部長とする赤磐市インフルエンザ等対策本部（以下「市対策本部」という。）を設置する。また、新型インフルエンザ等対策は、幅広い分野にまたがる専門的知見が求められる対策であることから、行動計画の作成等に際し、医学・公衆衛生の学識経験者の意見等を聴き、発生時には、医学・公衆衛生学の学識経験者の意見を聞きながら、必要な対策を行う。

赤磐市新型インフルエンザ等対策実施体制

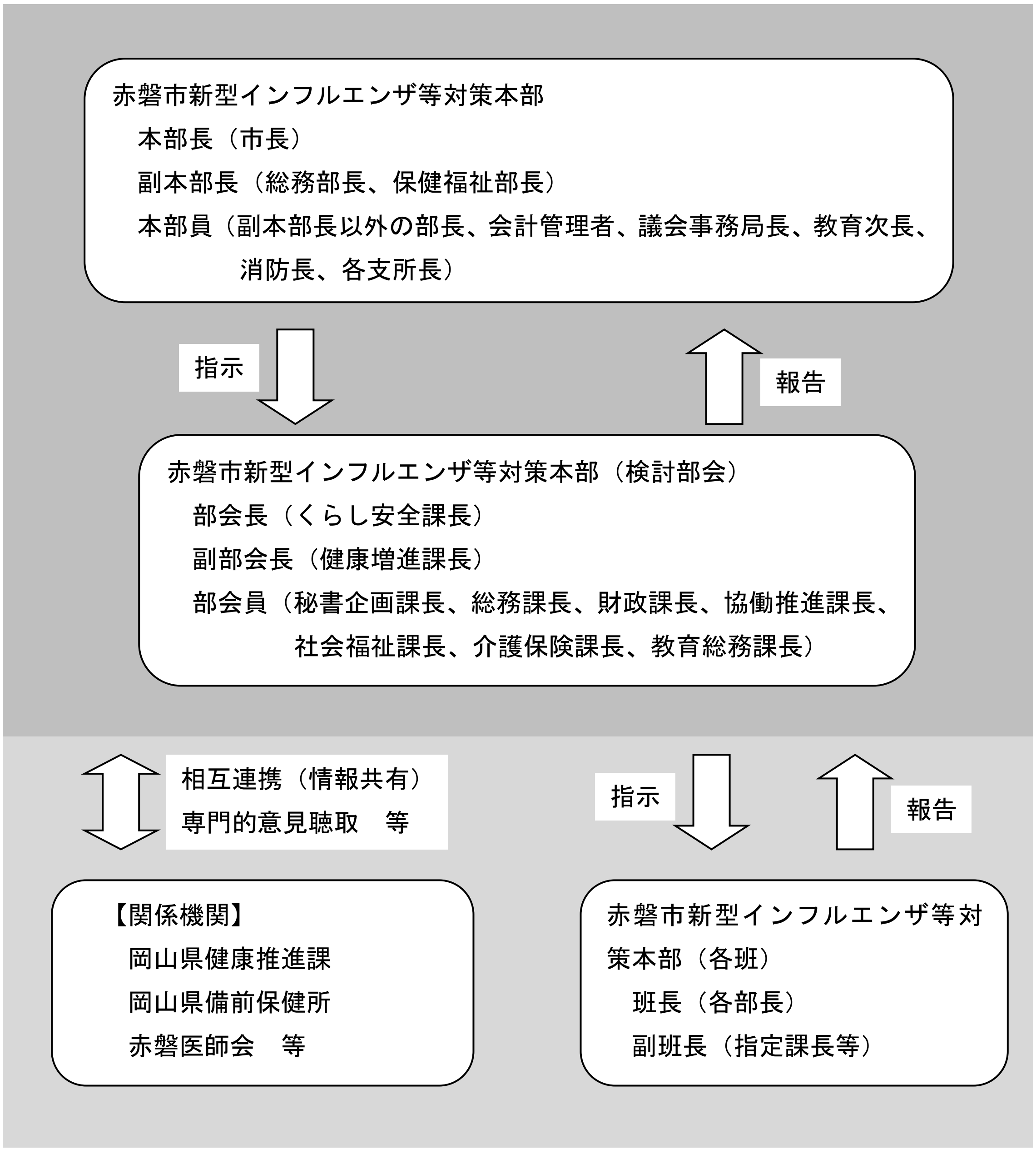

赤磐市新型インフルエンザ等対策における所掌事務

共　　通	①　関係機関及び関係団体等との情報の共有に関すること ②　所管する集客施設等に対する情報提供及びまん延防止に関すること ③　国内発生早期以降における関係団体等への活動の継続又は自粛要請等に関すること ④　職場内での感染防止対策及び情報の共有に関すること ⑤　職場内での感染防止対策の実施に関すること ⑥　市内発生期～大規模流行期における市業務の維持継続に関すること
議会事務局	①　他の部課の応援に関すること
監査事務局	①　他の部課の応援に関すること
会　計　課	①　他の部課の応援に関すること
総合政策部	①　市民への情報提供に関すること ②　報道機関への情報提供に関すること
総 務 部	①　市対策本部会議に関すること ②　県対策本部との連携に関すること ③　発生動向の情報収集・提供に関すること ④　庁舎におけるまん延防止対策に関すること ⑤　市業務の維持（職員の健康管理を含む。）の総括に関すること ⑥　自衛隊派遣依頼及び受け入れに関すること ⑦　職員の動員調整に関すること
財　務　部	①　緊急器材・用品の調達等に関すること ②　関係経費の収支に関すること ③　生活必需品及び食糧の確保に関すること（主） ④　要援護者等に対する生活支援等に関すること（副）
市民生活部	①　県の要請によるサーベイランス事業への協力に関すること ②　市民の社会活動制限の周知等に関すること ③　市民への情報提供に関すること ④　大規模流行期における火葬能力の維持・増強について、県や関係施設との連携に関すること ⑤　大規模流行期における遺体安置所の確保等に関すること（副） ⑥　市内発生期～大規模流行期におけるゴミ収集（委託）業務の維持に関すること ⑦　市内発生期～大規模流行期におけるし尿処理（委託）業務の維持に関すること

保健福祉部	①　「岡山県新型インフルエンザ等地域対策連絡会議」との連携に関すること ②　市民への新型インフルエンザ等に関する予防・相談窓口・医療機関等の情報提供に関すること ③　相談窓口の設置・運営に関すること ④　発生動向の情報収集に関すること ⑤　岡山県備前保健所・岡山県健康福祉部との連携により、国・県から提供される情報の収集並びに関係部署への情報提供に関すること ⑥　県の要請によるサーベイランス事業への協力に関すること ⑦　新型インフルエンザ等に関する正しい知識・個人防御策及び咳エチケット等の普及啓発に関すること ⑧　プレパンデミックワクチン及びパンデミックワクチン接種の協力等に関すること ⑨　所管施設の通所者・入所者の健康状態及び施設での発生状況の把握に関すること ⑩　公共施設等における療養体制の整備に関すること ⑪　要援護者等に対する生活支援等に関すること（主） ⑫　休園措置及び応急復旧に関すること ⑬　保育園との連絡調整に関すること
産業振興部	①　岡山県鳥インフルエンザ対策本部、岡山県岡山家畜保健衛生所及び岡山県備前県民局との連携に関すること ②　鳥インフルエンザ発生動向の情報収集に関すること ③　家きん飼育者（学校・家庭を含む。）に対する防疫に関すること ④　生活必需品及び食糧の確保に関すること（副）
建設事業部	①　市営住宅入居者の新型インフルエンザ等（疑い症例も含む。）発生状況の把握に関すること ②　輸送体制の確保に関すること ③　飲料水の確保に関すること ④　市内発生期～大規模流行期における上下水道業務の維持に関すること

教育委員会	①　岡山県教育委員会及び岡山県備前保健所との連携に関すること ②　各学校等に対し、正しい知識の普及啓発及び予防教育実施の指導に関すること ③　各学校等に対し、症状を呈した場合の対応についての情報提供に関すること ④　国内発生以降、不特定多数の者が参加する研修会等の自粛及び迅速・的確な学級閉鎖に関すること ⑤　教育機関における感染予防・まん延防止に関すること ⑥　発生期における教育対策に関すること ⑦　食糧の確保に関すること（副） ⑧　大規模流行期における遺体安置所の確保等に関すること（主）
各 支 所	①　相談窓口の開設・運営に関すること ②　支所管内の感染状況の把握・報告に関すること ※　大規模流行期における遺体安置所の確保等に関すること（状況による）
診療所	①　県の行うサーベイランス事業への協力（実施）に関すること ②　抗インフルエンザウイルス薬の確保等に関すること ③　プレパンデミックワクチン及びパンデミックワクチン接種に関すること ④　発生時の初期対応及び重症患者の受け入れに関すること ⑤　市内発生期～大規模流行期における医療体制の確保に関すること
消防本部	①　流行時における救急業務に関すること ②　県との協議に基づく、緊急を要する新型インフルエンザ患者（疑い症例を含む。）の搬送に関すること

２　情報収集・情報提供

（１）情報収集の目的

市の危機管理に関わる重要な課題という共通理解の下に、県等関係機関と連携、協力し、的確な行動をとることが情報収集の目的であり、対策の全ての段階、分野において、関係機関との連絡を密にすることが重要である。

（２）情報収集・情報提供体制

情報提供に当たっては、提供する情報の内容を統一することが肝要であり、情報を集約して一元的に発信する体制を構築する。市対策本部に広報責任者を配置し、適時適切に情報を共有する。なお、対策の実施主体となる各部局が情報を提供する場合には、適切に情報を提供できるよう、市対策本部が調整する。

（３）情報提供手段の確保

市民については、情報を受け取る媒体や情報の受け取り方が千差万別であると考え

られるため、高齢者、障害者、外国人など情報が届きにくいと思われる対象にも配慮しながら、インターネット等を含めた多様な媒体を用いて情報提供を行う。

（４）市民等への情報提供

（ア）　発生時の危機に対応する情報提供だけでなく、予防的対策として発生前においても、新型インフルエンザ等の予防及びまん延の防止に関する情報や様々な調査研究の結果などを、市民のほか医療機関、事業者等に情報提供する。

　特に児童、生徒等に対しては、学校は集団感染が発生しやすく、地域における感染拡大の起点となりやすいことから、市教育委員会等と連携して、感染症や公衆衛生について丁寧に情報提供する。

（イ）　市民への情報提供に当たっては、媒体の中でもテレビ、新聞等のマスメディアの役割が重要であり、その協力が不可欠である。提供する情報の内容については、個人情報の保護と公益性に十分配慮して伝えることが重要である。また、誤った情報が広まった場合は、風評被害を考慮した広報活動をすることも重要である。

　新型インフルエンザ等には誰もが感染する可能性があること（感染したことについて、患者やその関係者には責任がないこと）、個人レベルでの対策が全体の対策推進に大きく寄与することを伝え、発生前から認識の共有を図る。

３　予防・まん延防止

（１）予防接種の目的

　ワクチンの接種により、個人の発症や重症化を防ぐことで、受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療体制が対応可能な範囲内に収めるよう努めることは、新型インフルエンザ等による健康被害や社会・経済活動への影響を最小限にとどめることにつながる。新型インフルエンザ対策におけるワクチンについては、製造の元となるウイルス株や製造時期が異なるプレパンデミックワクチンとパンデミックワクチンの２種類がある。なお、新感染症については、発生した感染症によってはワクチンを開発することが困難であることも想定されるため、本項目では新型インフルエンザに限って記載する。

【特定接種】

（ア）特定接種

　特定接種とは、特措法第 28 条に基づき、「医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため」に行うものであり、政府対策本部長が緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種をいう。特定接種の対象となり得る者は、

①　「医療の提供の業務」又は「国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務」を行う事業者であって、厚生労働大臣の定めるところにより、厚生労働大臣の登録を受けている者（以下、「登録事業者」という。）のうちこれらの業務に従事する者（厚生労働大臣の定める基準に該当する者に限る。）

② 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員
③ 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員

であり、政府行動計画で具体的に示されている。

また、新型インフルエンザ等発生時における接種については、政府対策本部が、基本的対処方針により、接種総枠、対象、接種順位、その他の関連事項を決定するとされている。

（イ）特定接種の接種体制

特定接種は、登録事業者のうち特定接種の対象となり得る者及び新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員については、国を実施主体として、また新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員については当該地方公務員が所属する都道府県及び市町村を実施主体として実施することとされており、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる市職員については、市を実施主体として、原則として集団的接種により接種を実施することとなるため、接種が円滑に行えるよう未発生期から接種体制の構築を図っておく。

なお、特定接種の接種費用は、実施主体が負担することとされている。

【住民接種】

（ア）住民接種

特措法において、新型インフルエンザ等緊急事態措置の一つとして住民に対する予防接種の枠組みができたことから、緊急事態宣言がなされている場合については、特措法第 46 条に基づき、予防接種法第６条第１項の規定（臨時の予防接種）による予防接種を行うこととなる。

なお、この場合の接種費用は、原則として国が１／２、都道府県が１／４、市町村が１／４の割合で負担することとされている。

一方、緊急事態宣言がなされていない場合については、予防接種法第６条第３項の規定（新臨時接種）に基づく接種を市が行うこととなる。

この場合の接種費用は自己負担とするが、経済的理由により接種費用を負担することができないと認めた者に対しては、接種費用の減免を行うことができるとされている。

接種費用については、接種に係るコスト等が適切に評価されるよう設定する。

住民接種の接種順位については、状況に応じた接種順位とすることが基本となる。事前の想定では、下記のような基本的な考え方で整理されているが、緊急事態宣言がなされている事態においては柔軟な対応が必要となることから、発生した新型インフルエンザ等の病原性等の情報を踏まえて国において決定される。

まず、特定接種対象者以外の接種対象者については、基本的に以下の４群に分類される。

① 医学的ハイリスク者：呼吸器疾患、心臓血管系疾患を有する者等、発症するこ

とにより重症化するリスクが高いと考えられる者

・基礎疾患を有する者

・妊婦

② 小児（１歳未満の小児の保護者及び身体的な理由により予防接種が受けられない小児の保護者を含む。）

③ 成人・若年者

④ 高齢者：ウイルスに感染することによって重症化するリスクが高いと考えられる群（65 歳以上の者）

これら４群の接種順位については、新型インフルエンザ等による重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置いた考え方、また緊急事態宣言がなされた場合には、国民生活及び国民経済に及ぼす長期的な影響を考慮する必要があるため（特措法第 46 条第２項）我が国の将来を守ることに重点を置いた考え方、及びこれらを合わせた考え方などを踏まえて、国が判断し決定する。

（イ）住民接種の接種体制

住民接種については、市を実施主体として、原則として集団的接種により接種を実施することとなるため、接種が円滑に行えるよう接種体制の構築を図る。

（ウ）留意点

危機管理事態における「特定接種」と「住民接種」の二つの予防接種の実施の在り方については、発生した新型インフルエンザ等の病原性などに応じて政府対策本部において総合的に判断し、決定される。

（２）まん延防止の目的

新型インフルエンザ等のまん延防止対策は、流行のピークをできるだけ遅らせることで体制の整備を図るための時間を確保することにつながる。また、流行ピーク時の受診患者数等を減少させ、入院患者数を最小限にとどめ、医療体制が対応可能な範囲内に収めることにつながる。

まん延防止対策は、個人対策や地域対策、職場対策、予防接種などの複数の対策を組み合わせて行うが、個人の行動を制限する面や、対策そのものが社会・経済活動に影響を与える面もあることを踏まえ、対策の効果と影響とを総合的に勘案し、新型インフルエンザ等の病原性・感染力等に関する情報や状況の変化に応じて、対策の決定、拡大・縮小・中止を行う。

（３）主なまん延防止対策

個人における対策については、国内における発生の初期の段階から、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい・人混みを避けること等の基本的な感染対策を実践するよう促す。

また、外出の自粛要請等の地域対策、職場対策を実施することで、人と人との接触をできるだけ減らし、感染拡大を防止する。

4　医療

（１）医療の目的

新型インフルエンザ等が発生した場合、全国的に急速にまん延し、かつ市民の生命及び健康に重大な影響を及ぼすおそれがあることから、医療の提供は、健康被害を最小限にとどめるという目的を達成する上で重要である。また、健康被害を最小限にとどめることは、社会・経済活動への影響を最小限にとどめることにもつながる。

新型インフルエンザ等が大規模にまん延した場合には、患者数の大幅な増大が予測されるが、地域の医療資源（医療従事者、病床数等）には制約があることから、効率的・効果的に医療を提供できる体制づくりを事前に計画しておくことが重要である。

（２）医療体制整備への協力

県は、二次医療圏を圏域単位として、「地域対策会議」等を設置し、関係者と連携を図りながら、医療体制の整備を進めていく。市は、岡山県備前保健所、赤磐医師会等と連携を図りながら、医療体制の整備に協力する。

県において「帰国者・接触者外来」、「帰国者・接触者相談センター」が設置された場合、市においても、その周知を図る等の協力を行う。

そのため、医療分野での対策を推進するにあたっては、対策の現場である医療機関等との迅速な情報共有が必須であり、赤磐医師会等、関係機関とのネットワークを活用する。

5 市民生活及び市民経済の安定の確保

（１）市民生活及び市民経済の安定の確保の目的

新型インフルエンザ等は、多くの市民がり患し、各地域での流行が約８週間程度続くと言われている。また、本人のり患や家族のり患等により、市民生活及び市民経済の大幅な縮小と停滞を招くおそれがある。

このため、新型インフルエンザ等発生時に、市民生活及び市民経済への影響を最小限にできるよう、市は県や医療機関等の関係機関と連携を図り、事前の準備を行う。

（２）要援護者対策

介護や介助をする家族が同居しておらず、また近くにもいない高齢者や障害者等の要援護者は、新型インフルエンザ等のまん延によって孤立し、生活を維持することが困難になることが予測される。

このため、日頃から関係部署、地域の様々な関係機関や関係団体等と連携して、支援が必要な要援護者を把握し、地域全体で継続的に見守る体制を構築するとともに、まん延時には、日頃の見守り情報を最大限に活用し、適切な支援につなげられるように対策を検討する。

Ⅱ－７　発生段階

＜発生段階＞

<table>
<tr><th>発生段階</th><th colspan="2">状　　　　態</th></tr>
<tr><td>未発生期</td><td colspan="2">新型インフルエンザ等が発生していない状態</td></tr>
<tr><td>海外発生期</td><td colspan="2">海外で新型インフルエンザ等が発生した状態</td></tr>
<tr><td rowspan="2">国内発生早期</td><td rowspan="2">国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態</td><td>（地域未発生期）
県内で新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態</td></tr>
<tr><td rowspan="2">（地域発生早期）
県内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態</td></tr>
<tr><td rowspan="2">国内感染期</td><td rowspan="2">国内のいずれかの都道府県で、新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態
※感染拡大～まん延～患者の減少</td></tr>
<tr><td>（地域感染期）
県内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態
※感染拡大～まん延～患者の減少</td></tr>
<tr><td>小康期</td><td colspan="2">新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態</td></tr>
</table>

新型インフルエンザ等対策は、発生の段階に応じてとるべき対応が異なることから、事前の準備を進めるため、また状況の変化に応じて迅速に意思決定を行うことができるよう、あらかじめ発生の段階を設け、各段階において想定される状況に応じた対応方針を定めておく必要がある。

市行動計画では、政府行動計画で示されている発生段階を引用する。国全体での発生段階の移行については、世界保健機関（ＷＨＯ）のフェーズの引上げ及び引下げ等の情報を参考としながら、海外や国内での発生状況を踏まえて、政府対策本部が決定することとされている。

地域での発生段階は、国と協議の上で、県が判断することとされている。市においては、市行動計画で定められた対策を国や県が定める段階に応じて実施する。

なお、段階の期間は極めて短期間となる可能性があり、必ずしも想定どおりに進行するとは限らないこと、さらには、緊急事態宣言がなされた場合には、対策の内容も変化するということに留意する必要がある。

Ⅲ　各段階における対策

以下、発生段階ごとに、目的、対策の考え方、主要５項目の個別の対策を記載する。

新型インフルエンザ等が発生した場合、個々の対策の具体的な実施時期は段階の移行時期とは必ずしも一致しないこと、当初の予測とは異なる状況が発生する可能性もあることから、段階はあくまでも目安として、国が政府行動計画に基づき、県が県行動計画に基づき作成する「基本的対処方針」を踏まえ、必要な対策を柔軟に選択し、実施する。

未発生期

・新型インフルエンザ等が発生していない状態。 ・海外において、鳥類等の動物のインフルエンザウイルスが人に感染する例が散発的に発生しているが、人から人への持続的な感染はみられていない状況。
目的 １）発生に備えて体制の整備を行う。 ２）国や県との連携の下、情報収集に努める。
対策の考え方 １）新型インフルエンザ等は、いつ発生するか分からないことから、平素から警戒を怠らず、本行動計画等を踏まえ、国や県等との連携を図り、対応体制の構築や訓練の実施、人材の育成等、事前の準備を推進する。 ２）新型インフルエンザ等が発生した場合の対策等に関し、市民全体での認識共有を図るため、継続的な情報提供を行う。

１　実施体制

（１）行動計画等の作成

市は、発生前から行動計画や各部署における事業継続計画の策定を行い、必要に応じて見直していく。（総務部、保健福祉部、関係部署）

（２）体制の整備

市は、新型インフルエンザ等の発生時に、速やかに市対策本部を設置できるよう、また未発生期からの対策を推進するために、市対策本部検討部会を開催する。（総務部、保健福祉部、関係部署）

（３）県等との連携強化

市は、県、関係機関・団体等と相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平素から情報交換、連携体制の確認を行う。また、訓練についても実施するよう努める。（総務部、保健福祉部、関係部署）

２　情報収集・情報提供

（１）情報収集

市は、新型インフルエンザ等の対策等について、県、厚生労働省等を通じて必要な情報を収集する。（保健福祉部）

（２）継続的な情報提供

市は、収集した情報を市民に提供する。

① 新型インフルエンザ等に関する基本的な情報や発生した場合の対策について、インターネット等を利用し、継続的に分かりやすい情報提供を行う。（総務部、保健福祉部、教育委員会）

② マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい等、個人レベルの感染対策の普及を図る。（保健福祉部、教育委員会）

（３）体制整備等

市は、情報提供体制整備等の事前準備として以下を行う。

① 一元的な情報提供を行うために、情報を集約して分かりやすく継続的に提供できるよう、情報共有責任者を明確にする。また、インターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有の在り方を検討する。（総務部、保健福祉部、教育委員会、関係部署）

② 新型インフルエンザ等発生時に、市民からの相談に応じるため、県からの要請に応じてコールセンター（電話相談）等の体制がとれるよう検討を進める。（保健福祉部、関係部署）

３　予防・まん延防止

（１）登録事業者の登録

① 市は、国が実施する登録事業者の登録業務について、協力の求めがあったときは協力する。（保健福祉部、関係部署）

② 市は、特定接種の対象となる市職員を把握する。（総務部、保健福祉部）

（２）接種体制の構築

新型インフルエンザ等が発生した場合、予防接種は、集団的接種とする。

【特定接種】

市は、市職員等に対して、速やかに特定接種が実施できるよう、接種体制を構築する。（総務部、保健福祉部、関係部署）

【住民接種】

① 市は、国及び県の協力を得ながら、特措法第 46 条又は予防接種法第６条第３項に基づき、市内に居住する者に対し、速やかにワクチンを接種することができるよう体制の構築を図る。（保健福祉部、関係部署）

② 市は、速やかに接種することができるよう、赤磐医師会等と協力し、接種に携わ

る医療従事者や接種の場所、接種時期の周知、予約等、接種の具体的な実施方法について調整を進める。（保健福祉部、関係部署）

③　円滑に接種を実施するために、市外における接種を可能にするべく、あらかじめ市町村間で広域的な協定を締結するなど、市は、各自治体相互で迅速かつ簡略に実施しうる広域の体制整備に努める。（保健福祉部、関係部署）

（３）個人等における対策の普及

市は、市民、学校・事業者等に対して、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい・人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図る。また、自らの発症が疑わしい場合は、帰国者・接触者相談センターに連絡し、指示を仰ぎ、感染を広げないよう、前述の基本的な感染対策をとることなどについての理解促進を図る。（保健福祉部、教育委員会、関係部署）

４　医療

（１）地域医療体制整備への協力

市は、県及び岡山県備前保健所、赤磐医師会、その他関係機関等と連携し、地域の実情に応じた医療体制整備に協力する。（保健福祉部、関係部署）

（２）研修等

市は、県、岡山県備前保健所と連携しながら、県内発生を想定した研修及び訓練の実施を行う。（総務部、保健福祉部、関係部署）

５　市民生活及び市民経済の安定の確保

（１）食料品、生活必需品の備蓄等

市は、市民に対し、新型インフルエンザ等の発生時に備え、家庭内での感染対策や、食料品、生活必需品の備蓄に努める等の事前の準備を呼びかける。（保健福祉部、関係部署）

（２）新型インフルエンザ等発生時の要援護者への生活支援

市は、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、区長会、連合町内会、その他関係機関等と連携し、高齢者、障害者等の要援護者の状況把握に努め、要援護者台帳の活用についても検討する。また、県と連携し、地域感染期における高齢者、障害者等、要援護者の見回り、介護、訪問診療、食事の提供等の生活支援、医療機関への搬送、死亡時の対応等について、その具体的支援体制の整備を進める。（市民生活部、保健福祉部、関係部署）

（３）火葬能力等の把握

市は、県と連携し、火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等についての把握・検討を行い、火葬又は埋葬を円滑に行うための体制整備を行う。また、円滑に対策が進められるよう、戸籍事務担当部局等と調整する。（市民生活部、保健福祉

部、関係部署）

（４）物資及び資材の備蓄等

市は、新型インフルエンザ等対策の実施に必要な医薬品、個人防護具、その他の物資・資材の備蓄及び施設・設備の整備等を行う。（財務部、保健福祉部）

海外発生期

・海外で新型インフルエンザ等が発生した状態。 ・国内では新型インフルエンザ等の患者は発生していない状態。 ・海外においては、発生国・地域が限定的な場合、流行が複数の国・地域に拡大している場合等、様々な状況。
目的 １）新型インフルエンザ等について、国内発生の遅延と早期発見に努める。 ２）国内発生に備えて体制の整備を行う。
対策の考え方 １）新たに発生した新型インフルエンザ等の病原性や感染力等について十分な情報がない可能性が高いが、その場合は、病原性・感染力等が高い場合にも対応できるよう、強力な措置をとる。 ２）対策の判断に役立てるため、国との連携の下で、海外での発生状況、新型インフルエンザ等の特徴等に関する積極的な情報収集を行う。 ３）国内発生した場合には早期に発見できるよう県内のサーベイランス・情報収集体制を強化する。 ４）海外での発生状況について注意喚起するとともに、国内発生に備え、国内発生した場合の対策について的確な情報提供を行い、市町村、医療機関、事業者、市民に準備を促す。 ５）国が検疫等により、国内発生をできるだけ遅らせるよう努めることから、その間に、医療機関等への情報提供、検査体制の整備、診療体制の確立、市民生活及び市民経済の安定のための準備、プレパンデミックワクチンの接種、パンデミックワクチンの接種準備等、国内発生に備えた体制整備を急ぐ。

１　実施体制

（１）市の体制強化等

①　市は、海外において新型インフルエンザ等が発生した疑いがある場合には、情報収集や協議を行い、市対策本部設置に向けた準備を進める。（保健福祉部、関係部署）

②　世界保健機関（ＷＨＯ）が新型インフルエンザのフェーズ４の宣言若しくはそれに相当する公表又は急速にまん延するおそれのある新感染症発生を公表し、政府及び県が対

策本部を設置する場合には、市は、国及び県が決定する「基本的対処方針」に従い、国内発生時に備え、対策を総合的に推進するために必要な準備を具体的に検討する。（保健福祉部、関係部署）

２　情報収集・情報提供

（１）情報収集等

市は、海外での新型インフルエンザ等の発生状況について、県、厚生労働省等を通じて必要な情報を収集する。（保健福祉部）

・病原体に関する情報

・疫学情報（症状、症例定義、致命率等）

・治療法に関する情報（抗インフルエンザウイルス薬の有効性等）

（２）情報提供

市は、海外での新型インフルエンザ等の発生状況について、収集した情報を必要に応じて市民に提供する。

①　市は、市民に対して、海外での発生状況、現在の対策、国内発生した場合に必要となる対策等を、インターネットを活用する等し、分かりやすく、できる限りリアルタイムに情報提供及び注意喚起を行う。（保健福祉部、教育委員会、関係部署）

②　市は、情報の集約、整理及び一元的な発信を行う。（保健福祉部、教育委員会、関係部署）

（３）情報共有

市は、国、県及び関係機関等とのインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有を行う。（保健福祉部、教育委員会、関係部署）

（４）コールセンター（電話相談）等体制の構築

市は、県と連携し、国のＱ＆Ａの配布を受け、必要時にはコールセンター（電話相談）等の体制を整える。（保健福祉部）

３　予防・まん延防止

（１）予防接種体制

【特定接種】

市は、国の基本的対処方針を踏まえ、国と連携し、市職員の対象者に対して、集団的な接種を行うことを基本として、本人の同意を得て特定接種を行う。（保健福祉部、総務部、関係部署）

【住民接種】

①　市は、国が、発生した新型インフルエンザ等の特徴を踏まえ、特措法第 46 条に基づく住民に対する予防接種又は予防接種法第６条第３項に基づく新臨時接種の準備を開始したときは、接種体制の準備を行う。（保健福祉部）

②　市は、国の要請を受け、全市民が速やかに接種できるよう、集団的接種を行うための接種体制を構築する。（保健福祉部、関係部署）

（２）市内でのまん延防止対策の準備

市は、未発生期の対策を踏まえて、引き続き国や県から提供される情報を有効に活用し、まん延防止対策の実施を進めていく。（保健福祉部、関係部署）

４　医療

（１）医療体制整備への協力

市は、新型インフルエンザ等患者の発生に備え、関係機関とともに県の医療体制整備に協力する。また、必要時には医療機関等へ情報提供を行う。（保健福祉部、関係部署）

５　市民生活及び市民経済の安定の確保

（１）新型インフルエンザ等発生時の要援護者への生活支援

市は、未発生期の対策を引き続き実施するとともに、地域における見守り活動を継続して実施し、国内発生に備えた準備を行う。（市民生活部、保健福祉部、関係部署）

（２）遺体の火葬・安置

市は、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行う。併せて遺体の安置作業に必要となる人員等の確保についても準備を進める。（市民生活部、保健福祉部、関係部署）

国内発生早期

・国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態。

・国内でも、都道府県によって状況が異なる可能性がある。

（地域未発生期）

各都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態。

（地域発生早期）

各都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態。

目的

１）国内での感染をできる限り抑える。

２）患者に適切な医療を提供する。

３）感染拡大に備えた体制の整備を行う。

対策の考え方

１）感染拡大を止めることは困難であるが、流行のピークを遅らせるため、引き続き、感染対策等を行う。国内発生した新型インフルエンザ等の状況等により、緊急事態宣言を行い、積極的な感染対策等をとる。

２）医療体制や感染対策について周知し、個人一人一人がとるべき行動について十分な理解を得るため、市民への積極的な情報提供を行う。

３）国内での患者数が少なく、症状や治療に関する臨床情報が限られている可能性が高いため、海外での情報収集に加えて、国内での情報をできるだけ集約し、医療機関等に提供する。

４）新型インフルエンザ等の患者以外にも、発熱・呼吸器症状等を有する多数の者が医療機関を受診することが予想されるため、増大する医療需要への対応を行うとともに、医療機関での院内感染対策を実施する。

５）国内感染期への移行に備えて、医療体制の確保、市民生活及び市民経済の安定の確保のための準備等、感染拡大に備えた体制の整備を急ぐ。

６）住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合はできるだけ速やかに実施する。

１　実施体制

（１）市の体制強化等

市は、国内において新型インフルエンザ等が発生した場合には、全庁的な連絡会議を開催し、対応体制の強化に努める。また、国や県からの情報収集により、市対策本部設置の検討を行う。（保健福祉部、関係部署）

【緊急事態宣言の措置】

（１）市対策本部の設置

市は、国において、緊急事態宣言がなされた場合、速やかに市対策本部を設置する。緊急事態宣言は、新型インフルエンザ等緊急事態措置を講じなければ、医療提供の限界を超えてしまい、国民の生命・健康を保護できず、社会混乱を招くおそれが生じる事態であることを示すものである。（保健福祉部、総務部、関係部署）

２　情報収集・情報提供

（１）情報収集

市は、新型インフルエンザ等の発生状況、抗インフルエンザウイルス薬やワクチンの有効性・安全性等について、県、厚生労働省等を通じて必要な情報を収集する。（保健福祉部）

（２）情報提供

市は、収集した情報を必要に応じて市民に提供する。

① 市は、市民に対して、利用可能なあらゆる媒体・機関を活用し、国内及び市内の発生状況と具体的な対策等を情報提供する。（保健福祉部、教育委員会、関係部署）

② 市は、新型インフルエンザ等には誰もが感染する可能性があることを伝え、市民一人一人がとるべき行動を理解しやすいよう、個人レベルでの感染対策や、感染が疑われ、また患者となった場合の対応（受診の方法等）について周知をはかる。また学校、保育施設等及び職場での感染対策についての情報を適切に提供する。（保健福祉部、教育委員会、関係部署）

③ 市は、市民からの問い合わせを集約し、必要に応じて県等へ報告するとともに、問い合わせの内容を精査して、市民、関係機関等への情報提供に反映させる。（保健福祉部、関係部署）

④ 市民への情報提供については、区長、町内会長、愛育委員、栄養委員、民生委員・児童委員等を通じてチラシを配布する等、できる限りきめ細かな対応を行う。（保健福祉部、関係部署）

（３）情報共有

市は、国、県及び関係機関等とのインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有を強化し、対策方針の迅速な伝達と、対策現場の状況把握を行う。（保健福祉部、教育委員会、関係部署）

（４）コールセンター（電話相談）等の体制充実・強化

市は、国Ｑ＆Ａの配布を受け、コールセンター（電話相談）等の体制を充実させ、市民からの問い合わせに対応する。（保健福祉部）

3 予防・まん延防止

（１）住民接種

① 国は、海外発生期の対策を踏まえて、接種の順位に係る基本的な考え方及び重症化する要因等、発生した新型インフルエンザに関する情報を基に、接種順位を決定する。市は、パンデミックワクチンが全市民分供給されるまで一定の期間を要するが、ワクチン供給が可能になり次第、市民への周知を図るとともに、関係者の協力を得て、予防接種法第６条第３項に基づく新臨時接種を開始する。（保健福祉部）

② 市は、接種の実施に当たり、国及び県、赤磐医師会と連携して、保健センター・学校など公的施設の活用、医療機関への委託等により接種会場を確保し、集団的接種を行う。（保健福祉部）

【緊急事態宣言がなされている場合において、市が講じる措置】

（１）臨時の予防接種

市は、特措法第 46 条の規定に基づき、予防接種法第６条第１項に規定する臨時の予防接種を実施する。（保健福祉部）

（２）市内でのまん延防止対策

市は、県等からの市民、事業者等に対しての要請状況を確認し、引き続き、市民等に対して、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい・人混みを避ける等の基本的な感染対策の周知に努める。

（保健福祉部、関係部署）

> 【緊急事態宣言がなされている場合において、市が講じる措置】
>
> （１）まん延防止対策等
>
> 市は、県による不要不急の外出自粛要請及び施設の使用制限等の要請等がなされた場合、市民への周知を図る。

４　医療

（１）医療体制整備への協力

① 市は、国や県、赤磐医師会等と連携し、国や県から提供される情報を迅速に医療機関等へ提供する。（保健福祉部、関係部署）

② 市は、県と協力して、患者が増加した段階において、帰国者・接触者外来を指定しての診療体制から、一般の医療機関でも診療する体制への移行について広報を行う。（保健福祉部、関係部署）

５　市民生活及び市民経済の安定の確保

（１）要援護者への支援

市は、引き続き、地域における見守り活動等を実施し、要援護者への支援を行う。（市民生活部、保健福祉部、関係部署）

> 【緊急事態宣言がなされている場合において、市が講じる措置】
>
> 市は、緊急事態宣言がなされている場合には、上記の対策に加え、必要に応じて、以下の対策を行う。
>
> （１）水の安定供給
>
> 水道事業者である市は、市行動計画等で定めるところにより、消毒その他衛生上の措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。（建設事業部）
>
> （２）生活関連物資の価格の安定等
>
> 市は、市民生活・経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買い占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視するとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。また、必要に応じ、市民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。

国内感染期

・国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態。
・感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期を含む。
・国内でも、都道府県によって状況が異なる可能性がある。

（地域未発生期） 各都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態。
（地域発生早期） 各都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態。
（地域感染期） 各都道府県で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追うことができなくなった状態（感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期を含む。）。

目的
１）医療体制を維持する。
２）健康被害を最小限に抑える。
３）市民生活及び市民経済への影響を最小限に抑える。

対策の考え方
１）感染拡大を止めることは困難であり、対策の主眼を、早期の積極的な感染拡大防止から被害軽減に切り替える。
２）地域ごとに発生の状況は異なり、実施すべき対策が異なることから、都道府県ごとに実施すべき対策の判断を行う。
３）状況に応じた医療体制や感染対策、ワクチン接種、社会・経済活動の状況等について周知し、個人一人一人がとるべき行動について分かりやすく説明するため、積極的な情報提供を行う。
４）流行のピーク時の入院患者や重症者の数をなるべく少なくして医療体制への負荷を軽減する。
５）医療体制の維持に全力を尽くし、必要な患者が適切な医療を受けられるようにし健康被害を最小限にとどめる。
６）欠勤者の増大が予測されるが、市民生活・市民経済の影響を最小限に抑えるため必要なライフライン等の事業活動を継続する。また、その他の社会活動をできる限り継続する。
７）受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療体制への負荷を軽減するため、住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合は、できるだけ速やかに実施する。
８）状況の進展に応じて、必要性の低下した対策の縮小・中止を図る。

１　実施体制

（１）市の体制強化等

市は、国や県の基本的対処方針の変更を受けて、全庁的な対応体制を決定する。（保健福祉部、関係部署）

【緊急事態宣言がなされている場合において、市が講じる措置】

緊急事態宣言がなされている場合には、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行う。

（１）市対策本部の設置

市は、国において、緊急事態宣言がなされた場合、速やかに市対策本部を設置する。（総務部、保健福祉部、関係部署）

（２）他の地方公共団体による代行、応援等

市が新型インフルエンザ等のまん延により新型インフルエンザ等緊急事態措置を行うことができなくなった場合においては、特措法の規定に基づく他の地方公共団体による代行、応援等の措置の活用を行う。（保健福祉部、関係部署）

２　情報収集・情報提供

（１）情報収集

市は、国内外での新型インフルエンザ等の発生状況、対応について、引き続き県及び厚生労働省等を通じて必要な情報を収集する。（保健福祉部）

（２）情報提供

市は、引き続き、収集した情報を必要に応じて市民に提供する。

①　市は、引き続き、市民に対して、利用可能なあらゆる媒体・機関を活用し、国内及び県内の発生状況と具体的な対策等を、分かりやすく、できる限りリアルタイムで情報提供する。（保健福祉部、教育委員会、関係部署）

② 市は、引き続き、特に市民一人一人がとるべき行動について、流行状況に応じて理解しやすいよう啓発し、学校や保育施設等及び職場での感染対策に関する情報を適切に提供する。また社会活動の状況についても、情報提供する。（保健福祉部、教育委員会、関係部署）

③　市は、引き続き、区長、町内会長、愛育委員、栄養委員、民生委員・児童委員等を通じて、要援護者等に対しても確実に情報が行き渡るよう、きめ細かな情報提供を行う。（保健福祉部、関係部署）

（３）情報共有

市は、国、県及び関係機関等とのインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有を強化し、対策方針の迅速な伝達と、対策現場の状況把握を行う。

（４）コールセンター（電話相談）等の継続

市は、国や県と連携し、国Ｑ＆Ａの配布を受け、コールセンター（電話相談）等の

体制を継続する。（保健福祉部）

３　予防・まん延防止

（１）予防接種

市は、国内発生早期の対策を継続するとともに、予防接種法第６条第３項に基づく新臨時接種を進める。（保健福祉部）

【緊急事態宣言がなされている場合において、市が講じる措置】

緊急事態宣言がなされている場合、上記の対策に加え必要に応じて以下の対策を行う。

（１）臨時の予防接種

市は、国内発生早期の対策を継続し、特措法第 46 条に基づく住民接種を進める。（保健福祉部）

（２）市内でのまん延防止対策

市は、国及び県と連携して、引き続き国内発生の対策を実施する。（保健福祉部、関係部署）

【緊急事態宣言がなされている場合において、市が講じる措置】

緊急事態宣言がなされている場合、上記の対策に加え、必要に応じて、以下の対策を実施する。

（１）外出自粛の要請に係る周知

県が、市を含む区域を対象として特措法第 45 条第１項に基づく住民に対する外出自粛の要請を行う場合には、市は、迅速に市民および事業者等への周知を図る。（保健福祉部、関係部署）

（２）施設の使用制限等の要請等に係る周知

県が、特措法第 45 条に基づく学校、保育所等に対する施設の使用制限の要請等を行う場合には、市は関係団体等と連携して、迅速に周知を図る。（保健福祉部、教育委員会、関係部署）

４　医療

（１）患者への対応等

市は、県と協力し、引き続き国内発生早期の対策を実施していく。

また、関係団体の協力を得ながら、患者や医療機関等から要請があった場合には、在宅で療養する患者への支援（見回り、食事の提供、医療機関への移送）や自宅で死亡した患者への対応を行う。（保健福祉部、関係部署）

【緊急事態宣言がなされている場合において、市が講じる措置】

市は、緊急事態宣言がなされている場合には、上記の対策に加え、県が必要に応じて行う臨時の医療対策に関し、必要な協力を行う。

５　市民生活及び市民経済の安定の確保

（１）要援護者への支援

市は、引き続き、地域における見守り活動等の強化を図り、要援護者への支援を行う。（市民生活部、保健福祉部、関係部署）

【緊急事態宣言がなされている場合において、市が講じる措置】

緊急事態宣言がなされている場合には、上記の対策に加え、必要に応じて、以下の対策を行う。

（１）水の安定供給

水道事業者である市は、市行動計画等で定めるところにより、新型インフルエンザ等緊急事態において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。（建設事業部）

（２）生活関連物資等の価格の安定等

①　市は、市民生活及び市民経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保及び便乗値上げの防止等の要請を行う。（関係部署）

②　市は、生活関連物資等の需給・価格動向、また実施した措置の内容について、市民へ迅速かつ的確に情報提供するよう努めるとともに、必要に応じ、市民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。（関係部署）

③　市は、生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じたとき、または生ずるおそれがあるときは、適切な措置を講ずる。（関係部署）

（３）要援護者への生活支援

①　市は、地域包括支援センター、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、区長会、連合町内会等に対して、「要援護者名簿」を活用した平時からの地域における見守り活動等の取り組みの中で、支援を必要とする在宅の要援護者及びその支援のニーズを把握するよう努め、市及び医療機関、福祉サービス事業所に相談、連絡することにより、介護、訪問診療、食事の提供等の生活支援につなげていくよう要請する。（市民生活部、保健福祉部、関係部署）

②　市は、要援護者に対して、医療機関への搬送、死亡時の対応、緊急を要する食事の提供及び生活必需品の配達等を直接実施するなど、関係機関と連携して、要援護者の生活支援に係る総合調整を行う。（保健福祉部、関係部署）

③　市は、特措法第 45 条に基づく、学校、保育所等の使用制限の要請等が行われた場合、勤務等の都合により止むを得ず保護者が休暇を取得できない保育所入所児童及び学童について、国の検討結果を踏まえ、状況によって、一部の保育施設を部分的に開所することを検討する。（保健福祉部、教育委員会、関係部署）

④　市は、特措法第 45 条に基づく、老人福祉施設及び障害者福祉施設等の社会福祉施設（通所及び短期入所系サービスに限る。）の使用制限の要請等が行われた場合、自宅等で家族が付き添うことや施設のサービス利用者が訪問介護等の代替サービスを受けられるよう、関係団体等と調整を行う。（保健福祉部、関係部署）

（４）埋火葬の特例等

①　市は、県からの要請に基づき、火葬場の経営者に可能な限り火葬炉を稼働させるよう、要請する。

②　市は、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかとなった場合は、一時的に遺体を安置する施設等を確保する。（市民生活部、関係部署）

③　国は、新型インフルエンザ等緊急事態において、埋火葬を円滑に行うことが困難であり、緊急の必要があると認められるときは、当該市町村長以外の市町村長による埋葬又は火葬の許可等の埋葬及び火葬の手続きの特例を定めることとしており、市は必要な対応を行う。

小康期

・新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態。
・大流行は一旦終息している状況。

目的

１）市民生活及び市民経済の回復を図り、流行の第二波に備える。

対策の考え方

１）第二波の流行に備えるため、第一波に関する対策の評価を行うとともに、資器材、医薬品の調達等、第一波による医療体制及び社会・経済活動への影響から早急に回復を図る。
２）第一波の終息及び第二波発生の可能性やそれに備える必要性について市民に情報提供する。
３）情報収集の継続により、第二波の発生の早期探知に努める。
４）第二波の流行による影響を軽減するため、住民接種を進める。

１　実施体制

（１）市の体制等

国は、新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施する必要がなくなったと認めるときは、緊急事態解除宣言を行う。「新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施する必要がなくなったと認めるとき」とは、具体的には、

・患者数、ワクチン接種者数等から、国民の多くが新型インフルエンザ等に対する免疫を獲得したと考えられる場合

・患者数が減少し、医療提供の限界内に収まり、社会経済活動が通常ベースで営まれるようになった場合

・症例が積み重なってきた段階で、当初想定したよりも、新規患者数、重症化・死亡する患者数が少なく、医療提供の限界内に抑えられる見込みがたった場合

などであり、国内外の流行状況、国民生活・国民経済の状況等を総合的に勘案し、政府対策本部長が速やかに決定することとしている。

① 市は、これまでの各段階における対策について評価を行い、必要に応じて見直しを行う。（保健福祉部、関係部署）

② 市は、緊急事態解除宣言がなされた時は、速やかに市対策本部を廃止する。（保健福祉部、関係部署）

２　情報収集・情報提供

（１）情報収集等

市は、国内外での新型インフルエンザ等の発生状況等について、県、厚生労働省等を通じ必要な情報を収集する。（保健福祉部）

（２）情報提供

市は、引き続き市民に対し、利用可能なあらゆる媒体・機関を活用し、第一波の終息と第二波発生の可能性及びそれに備える必要性について情報提供する。（関係部署）

（３）情報共有

市は、国、県や関係機関等とのインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有の体制を維持し、第二波に備えて体制の再整備に関する対策の方針を伝達し、現場での状況を把握する。（保健福祉部）

（４）コールセンター（電話相談）等の体制の縮小

市は、状況を見ながら、電話相談体制を通常の体制に戻す。（保健福祉部）

３　予防・まん延防止

（１）予防接種

市は、流行の第二波に備え、予防接種法第６条第３項に基づく新臨時接種を進める。（保健福祉部）

【緊急事態宣言がなされている場合の措置】

市は、緊急事態宣言がなされている場合には、上記の対策に加え、必要に応じ、国及び県と連携し、流行の第二波に備え、特措法第 46 条に基づく住民接種を進める。

（２）市内でのまん延防止対策

市は、流行の経過を踏まえ、第二波に備えてまん延防止策を見直し、改善に努める。（保健福祉部）

4　医療

（１）医療体制

市は、県等が新型インフルエンザ等発生前の通常の医療体制に戻すことについて協力する。（保健福祉部、関係部署）

【緊急事態宣言がなされている場合の措置】

必要に応じ、国内感染期に講じた措置を適宜縮小・中止する。

5　市民生活及び市民経済の安定の確保

（１）市民への呼びかけ

市は、必要に応じ、引き続き、市民に対し、食料品・生活関連物資等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼びかけるとともに、事業者に対しても、食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また買い占め及び売惜しみが生じないよう要請する。（関係部署）

【緊急事態宣言がなされている場合の措置】

市は、国及び県等と連携し、市内の状況等を踏まえ、対策の合理性が認められなくなった場合には、新型インフルエンザ等緊急事態措置を縮小・中止する。（保健福祉部、関係部署）

【参考資料―１】（政府行動計画から抜粋）

特定接種の対象となり得る地方公務員

特定接種の対象となり得る新型インフルエンザ等対策の職務は以下のいずれかに該当する者である。

区分１：新型インフルエンザ等の発生により対応が必要となる職務
（＝新型インフルエンザ等の発生により生ずる又は増加する職務）

区分２：新型インフルエンザ等の発生に関わりなく、行政による継続的な実施が強く求められる国民の緊急の生命保護と秩序の維持を目的とする業務や国家の危機管理に関する職務

区分３：民間の登録事業者と同様の職務

区分１：新型インフルエンザ等の発生により対応が必要となる職務（市町村分）

特定接種の対象となり得る職務	区分	担当省庁
市町村対策本部の意思決定、総合調整等に関する事務	区分１	―
市町村対策本部の事務	区分１	―
新型インフルエンザ等対策に必要な市町村の予算の議決、議会への報告	区分１	―
地方議会の運営	区分１	―
住民への予防接種	区分１	―

区分２：新型インフルエンザ等の発生に関わりなく、行政による継続的な実施が強く求められる国民の緊急の生命保護と秩序の維持を目的とする業務や国家の危機管理に関する職務

特定接種の対象となり得る職務	区分	担当省庁
救急	区分１	消防庁
消火、救助等	区分２	消防庁

区分３：民間の登録事業者と同様の業務

（１）医療分野：新型インフルエンザ等医療型、重大・緊急医療型

（２）国民生活及び国民経済安定分野：社会保険・社会福祉・介護事業、電気業、ガス業、鉄道業、道路旅客運送業、航空運送業若しくは空港管理者（管制業務を含む。）、火葬・墓地管理業、産業廃棄物処理業、上水道業、河川管理・用水供給業、工業用水道業、下水道処理施設維持管理業及び下水道管路施設維持管理業と同様の社会的役割を担う職務

【参考資料―２】

赤磐市新型インフルエンザ等対策本部条例

平成２５年７月３日

条例第２８号

（目的）

第１条　この条例は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成２４年法律第３１号。以下「法」という。）第３７条において準用する法第２６条の規定に基づき、赤磐市新型インフルエンザ等対策本部（以下「対策本部」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（組織）

第２条　新型インフルエンザ等対策本部長（以下「本部長」という。）は、対策本部の事務を総括する。

２　新型インフルエンザ等対策副本部長（以下「副本部長」という。）は、本部長を助け、対策本部の事務を整理する。

３　新型インフルエンザ等対策本部員（以下「本部員」という。）は、本部長の命を受け、対策本部の事務に従事する。

４　対策本部に本部長、副本部長及び本部員のほか、必要な職員を置くことができる。

５　前項の職員は、市の職員のうちから、市長が任命する。

（会議）

第３条　本部長は、対策本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、対策本部の会議（以下、この条において「会議」という。）を招集する。

２　本部長は、法第３５条第４項の規定に基づき、国の職員その他市の職員以外の者を会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。

（部）

第４条　本部長は、必要と認めるときは、対策本部に部を置くことができる。

２　部に属すべき本部員は、本部長が指名する。

３　部に部長を置き、本部長の指名する本部員がこれに当たる。

４　部長は、部の事務を掌理する。

（雑則）

第５条　前各条に定めるもののほか、対策本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

【参考資料―３】

〇赤磐市新型インフルエンザ等対策本部設置要綱

平成２１年５月１８日

訓令第５号

改正　平成２１年７月２２日訓令第９号

平成２４年４月１日訓令第１５号

平成２６年２月３日訓令第１号

（設置）

第１条　新型インフルエンザ等による市民への感染等被害の防止に万全を期すため、赤磐市新型インフルエンザ等対策本部（以下「対策本部」という。）を設置する。

（所掌事項）

第２条　対策本部の所掌する事項は、次のとおりとする。

（１）　新型インフルエンザ等に関する情報の収集及び情報の共有に関すること。

（２）　新型インフルエンザ等への対応策の検討に関すること。

（３）　市民への情報提供に関すること。

（４）　相談窓口に関すること。

（５）　その他必要な事項

（組織）

第３条　対策本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

２　本部長は、市長をもって充てる。

３　副本部長は、総務部長及び保健福祉部長をもって充てる。

４　本部員は、別表第１に掲げる職にある者をもって充てる。

（対策本部）

第４条　本部長は、対策本部を総理し、対策本部を代表する。

２　対策本部の会議は、本部長が招集する。

３　対策本部の会議の議長は、本部長がこれにあたる。

４　本部長は、必要があると認めるときは、会議に本部員以外の者の出席を求め、その意見を聴き、又は説明を求めることができる。

５　副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるとき、又は本部長が欠けたときはその職務を代理する。

（検討部会）

第５条　対策本部の所掌事項を調査し、研究するため、対策本部に検討部会を置く。

２　検討部会は、部会長、副部会長及び部会員をもって組織する。

３　部会長は、くらし安全課長をもって充てる。

４　副部会長は、健康増進課長をもって充てる。

５　部会員は、別表第２に掲げる職にある者をもって充てる。

６　部会長は、必要があると認めるときは、検討部会に部会員以外の者の出席を求め、その意見を聴き、又は説明を求めることができる。

（庶務）

第６条　対策本部及び検討部会の庶務は、総務部くらし安全課において処理する。

（その他）

第７条　この訓令に定めるもののほか、対策本部及び検討部会の運営に関し必要な事項は本部長が、別に定める。

附　則

この訓令は、公布の日から施行する。

附　則（平成２１年７月２２日訓令第９号）

この訓令は、平成２１年８月１日から施行する。

附　則（平成２４年４月１日訓令第１５号）

この訓令は、公表の日から施行する。

附　則（平成２６年２月３日訓令第１号）

この訓令は、公表の日から施行する。ただし、別表第１の改正規定は、平成２６年４月１日から施行する。

別表第１（第３条関係）

総合政策部長
財務部長
市民生活部長
産業振興部長
建設事業部長
会計管理者
議会事務局長
教育次長
消防長

赤坂支所長
熊山支所長
吉井支所長

別表第２（第５条関係）

秘書企画課長
総務課長
財政課長
協働推進課長
社会福祉課長
介護保険課長
教育総務課長

【用語解説】（五十音順）

〇インフルエンザウイルス

インフルエンザウイルスは、抗原性の違いから、大きくＡ型、Ｂ型、Ｃ型に分類される。人間社会でパンデミックを引き起こすのはＡ型のみである。Ａ型はさらに、ウイルスの表面にある赤血球凝集素（HA）とノイラミニダーゼ（NA）という、２つの糖蛋白の抗原性の違いにより亜型に分類される。（いわゆるA/H1N1、A/H3N2 というのは、これらの亜型を指している。）

〇帰国者・接触者外来

新型インフルエンザ等の発生国からの帰国者や患者の接触者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者に係る診療を行う外来。

県が、地域の実情に応じて対応する医療機関を決定する。帰国者・接触者外来を有しない医療機関でも新型インフルエンザ等の患者が見られるようになった場合等には、一般の医療機関（内科・小児科等、通常感染症の診療を行う全ての医療機関）で診療する体制に切り替える。

〇帰国者・接触者相談センター

発生国から帰国した者又は患者への濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者から、電話で相談を受け、帰国者・接触者外来に紹介するための相談センター。

〇抗インフルエンザウイルス薬

インフルエンザウイルスの増殖を特異的に阻害することによって、インフルエンザの症状を軽減する薬剤。ノイラミニダーゼ阻害剤は抗インフルエンザウイルス薬の一つであり、ウイルスの増殖を抑える効果がある。

〇個人防護具（Personal Protective Equipment：PPE）

エアロゾル、飛沫などの曝露のリスクを最小限にするためのバリアとして装着するマスク、ゴーグル、ガウン、手袋等をいう。病原体の感染経路や用途（スクリーニング、診察、調査、侵襲的処置等）に応じた適切なものを選択する必要がある。

〇サーベイランス

見張り、監視制度という意味。

疾患に関して様々な情報を収集して、状況を監視することを意味する。特に、感染症法に基づいて行われる感染症の発生状況（患者及び病原体）の把握及び分析のことを示すこともある。

〇指定公共機関

独立行政法人、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び医療、医薬品又は医療機器の製造又は販売、電気又はガスの供給、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、政令で定めるものをいう。

〇指定地方公共機関

都道府県の区域において医療、医薬品又は医療機器の製造又は販売、電気又はガスの供

給、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人、地方道路公社その他の公共的施設を管理する法人及び地方独立行政法人のうち、政令で定めるもの以外で、あらかじめ当該法人の意見を聴いて当該都道府県の知事が指定するもの。

○新型インフルエンザ

感染症法第６条第７項において、新たに人から人に伝染する能力を有することとなったウイルスを病原体とするインフルエンザであって、一般に国民が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいうとされている。

毎年流行を繰り返す季節性のインフルエンザとはウイルスの抗原性が大きく異なり、ほとんどの人がそのウイルスに対する免疫を獲得していないため、ウイルスが人から人へ効率よく感染し、急速かつ大規模なまん延を引き起こし、世界的大流行（パンデミック）となるおそれがある。

○新型インフルエンザ（A/H1N1）／インフルエンザ（H1N1）2009

平成 21 年４月にメキシコで確認され世界的大流行となった H1N1 亜型のウイルスを病原体とするインフルエンザをいう。「新型インフルエンザ（A/H1N1)」との名称が用いられたが、平成 23 年 3 月に、大部分の人がそのウイルスに対する免疫を獲得したことから、季節性インフルエンザとして扱い、その名称については、「インフルエンザ（H1N1）2009 」としている。

○新感染症

新感染症とは、感染症法第６条第９項において、人から人に伝染すると認られる疾病であって、既に知られている感染性の疾病とその病状又は治療の結果が明らかに異なるもので、当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、当該疾病のまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。

○致命率（Case Fatality Rate）

流行期間中に新型インフルエンザに罹患した者のうち、死亡した者の割合。

○登録事業者

医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者であって、厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの。

○鳥インフルエンザ

一般に、鳥インフルエンザは鳥の感染症であるが、稀に、鳥インフルエンザのウイルスが人に感染し、人の感染症を引き起こすことがある。元来、鳥の感染症である鳥インフルエンザのウイルスが、種差を越えて鳥から人へ感染するのは、感染した鳥又はその死骸やそれらの内臓、排泄物等に濃厚に接触した場合に限られるとされている。また、人から人への感染は極めて稀であり、患者と長期間にわたって感染防止策をとらずに濃厚に接触した家族内での感染が報告されている。

○パンデミック

感染症の世界的大流行。

特に新型インフルエンザのパンデミックは、ほとんどの人が新型インフルエンザのウイルスに対する免疫を持っていないため、ウイルスが人から人へ効率よく感染し、世界中で大きな流行を起こすことを指す。

〇病原性

新型インフルエンザ対策においては、ヒトがウイルスに感染した場合の症状の重篤度として用いることが多い。なお学術的には、病原体が宿主（ヒトなど）に感染して病気を起こさせる能力であり、病原体の侵襲性、増殖性、宿主防衛機構の抑制能などを総合した表現。